

興和日本語学院	東京都	[項を加える。]
[略]	[略]	[同上]
[項を削る。]		
[略]	[略]	[同上]
興和日本語学院	神奈川県	[項を加える。]
[略]	[略]	[同上]
日本教育学院	福岡県	[項を加える。]
[略]	[略]	[同上]
北九州外国語学院	福岡県	[項を加える。]
[同上]	[同上]	[同上]

備考 表中の「」は注記である。

○外務省告示第百七十九号

平成二十九年五月十六日にポルトー・プランズで、中央県及びアルテイポニット県小中学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 中央県及びアルテイポニット県小中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与限度額 二十億四千六百万円

3 贈与の供与期限 平成三十四年四月三十日

4 署名者

日本側 八田善明在ハイチ大使館大使

ハイチ側 アントニオ・ロドリグ外務・宗務大臣

平成二十九年五月二十五日

○文部科学省告示第七十八号

平成二十九年就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限等を次のように定めたので、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第四条第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月二十五日

一 施行期日

平成二十九年十月二十六日（木）

二 場所

(都道府県)

(試験場となる施設の名称)

(試験場となる施設の位置)

- 北海道 北海道庁 別館 札幌市中央区北三条西七丁目
- 青森県 青森県教育庁 青森市新町二丁目三番一号
- 岩手県 岩手県立総合教育センター 花巻市北湯口第二地割八二番一
- 宮城県 宮城県庁 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 秋田県 秋田県生涯学習センター 秋田市山王中島町一番一号
- 山形県 山形県庁 山形市松波二丁目八番一号
- 福島県 杉妻会館 福島市杉妻町三番四五号
- 茨城県 茨城県庁 水戸市笠原町九七八番地六
- 栃木県 栃木県庁 宇都宮市本町三番九号
- 群馬県 群馬県庁 前橋市大手町一丁目一番一号
- 埼玉県 埼玉県民健康センター さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号
- 千葉県 千葉市文化センター 千葉市中央区中央二丁目五番一号
- 東京都 東京都職員研修センター 文京区本郷一丁目三番三番三
- 神奈川県 神奈川県立総合教育センター 善行庁舎 藤沢市善行七丁目一番一号

文部科学大臣 松野 博一

外務大臣 岸田 文雄

- 新潟県 新潟県庁 新潟市中央区新光町四番地一
- 富山県 富山県庁 富山市新総曲輪一番七号
- 石川県 石川県庁 金沢市鞍月一丁目一番地
- 福井県 福井県庁 福井市丸の内一丁目七番一号
- 山梨県 山梨県庁 甲府市丸の内一丁目六番一号
- 長野県 長野県庁 長野市大字南長野字幅下六九二番地の二
- 岐阜県 岐阜県総合教育センター 岐阜市藪田南五丁目九番一号
- 静岡県 静岡県教育会館 静岡市葵区駿府町一番一二号
- 愛知県 名古屋市中企業振興会館 名古屋市中千種区吹上二丁目六番三番三
- 三重県 三重県庁 津市広明町一三番地
- 滋賀県 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 大津市におの浜一丁目一番二〇号
- 京都府 京都府庁 別館 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 大阪府 エル・おおさか(大阪府立労働センター) 大阪府中央区北浜東三番一四号
- 兵庫県 兵庫県民会館 神戸市中央区下山手通四丁目一六番三番三
- 奈良県 奈良県庁 奈良市登大路町三〇番地
- 和歌山県 和歌山県立情報交流センター ビッグ・ユ 田辺市新庄町三三五三の九
- 鳥取県 鳥取県庁 鳥取市東町一丁目二二〇
- 島根県 島根県庁 会議棟 松江市殿町一番地
- 岡山県 岡山県庁 分庁舎 岡山市中区古京町一丁目七番三六号
- 広島県 広島県庁 広島市中区基町一〇番五二二号
- 山口県 山口県庁 山口市滝町一番一号
- 徳島県 徳島県立総合教育センター 板野郡板野町犬伏字東谷一番地七号
- 香川県 香川県天神前分庁舎 高松市天神前六番一〇号
- 愛媛県 愛媛県中予地方局 松山市北持田町一三二番地
- 高知県 高知県教育センター 分館 高知市大原町一三二番地
- 福岡県 福岡県吉塚合同庁舎 福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号
- 佐賀県 佐賀県庁 佐賀市内一丁目一番五九号
- 長崎県 長崎県庁 新別館 長崎市万才町三番二六号
- 熊本県 熊本県庁 熊本市中央区水前寺六丁目一八番一号
- 大分県 大分県庁 別館 大分市府内町三丁目一〇番一号
- 宮崎県 宮崎県庁 附属棟 宮崎市橘通東二丁目一〇番一号
- 鹿児島県 鹿児島県庁 鹿児島市鴨池新町一〇番一号
- 沖縄県 沖縄県庁 那覇市泉崎一丁目二番二番二号

三 出願の期限等

(一) 出願の期限

平成二十九年八月二十一日(月) から同年九月八日(金) まで(同日までの消印があるもの)に限り受け付ける。

(二) その他

受験手続その他就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課(東京都千代田区霞が関三丁目二番二番二号、電話番号〇三(五二五三) 四一一一(内線二六四三))。土曜日、日曜日及び祝日を除く。に行うこと。

○厚生労働省告示第百二十号

雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成十六年厚生労働省告示第百五十九号)を平成二十九年五月三十日限り廃止する。

平成二十九年五月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久